



## どのような対策を行っているのか

### 【ダイオキシン対策のあらまし】

ダイオキシン類は廃棄物焼却施設や製鋼用電気炉等で発生した後、大気や水質といった様々な環境媒体中を移動し、人の体内に摂取されています。しかし、対策を講じていくための基礎となる環境中のダイオ

キシン類の汚染実態については、まだ十分に判明しているとはいえないことから、ダイオキシン対策を進めるに当たっては、次のことが大切です。

- まず、大気・水域等の環境媒体や食品等の実態を把握すること、
- あわせて、廃棄物焼却施設等におけるダイオキシン類の排出抑制対策を講じ、さらに廃棄物の排出抑制及び減量化・資源化を徹底すること

そこで、県では、ダイオキシン法や「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」と

略します。）」に基づき、次のような具体的な対策に取り組んでいます。

- 大気や水域、土壌等の汚染実態の把握のため、常時監視等の環境調査を行い、
- 環境基準を超える地点等が認められた場合には、原因究明等を進めるとともに、
- 廃棄物処理施設等における排出ガスや排出水の排出基準等の遵守や施設の維持管理の改善指導を行い、
- 日常生活や事業活動における廃棄物の排出抑制やリサイクル推進のための諸対策に取り組んでいます。

さらに、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「PRTR法」と略します。）」への対応、各種調査結果の

情報提供などを行うとともに（図6）、これらの種々の対策を的確に進めるために市町村との連携を図りつつ取り組みを進めています。

図6 本県\*におけるダイオキシン対策のあらまし

